

第682回通関協議会（本関地区）

1、日 時 平成27年 2月 10日（火）12時より

2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

3、議題等（敬称略）

（1）高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入通関時の取扱いについて

（関税法基本通達等の一部改正）

業務部 五島統括審査官（通関総括第3部門）

（2）関税率表解説及び分類例規の一部改正について

業務部 古賀 首席関税鑑査官

（3）日豪EPA「自己申告制度」に係るNACCSでの

輸入申告時における留意点について

業務部 高澤 原産地調査官

（4）経済連携協定の利用を支援するためのセミナーの開催について

業務部 高澤 原産地調査官

4、その他・連絡事項等

- ・政策評価アンケートに係るお願い

業務部 福田管理課長

- ・電磁的記録（MSX業務）による申告関係書類の提出状況（1月分）等について

業務部 矢野統括審査官（通関総括第1部門）

次回開催予定日 **平成27年3月10日（火）** 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

2015年2月10日
本関地区通関協議会
横浜税関業務部
通関総括第3部門

高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入通関時の取扱いについて (関税法基本通達等の一部改正)

「高圧ガスを封入した緩衝装置、自動車用エアバックガス発生器又は消火器に係る輸入通関の際における取扱いについて」(財関第1320号)が制定され、関税法基本通達の一部が改正されました(財関第1321号)。

これに伴い、輸入通関時の取扱いについて一部変更となっておりますので、お知らせします。

1. 改正の主なポイント

- (1) 関税法第70条に基づく輸入通関時の確認として、輸入者は、高圧ガスを封入した緩衝装置、自動車用エアバックガス発生装置又は消火器(以下、「緩衝装置等」という。)が、高圧ガス保安法に基づく輸入検査の適用除外要件を満たしていることについて、税関に説明又は確認証明書等原本を提出し証明する必要があります。なお、改正後、椅子等の製品に組み込まれている緩衝装置についても確認の対象となりました。
- (2) 同一の輸入者で、既に輸入検査適用除外要件を満たしていることの証明がされているものと同一型式の緩衝装置等について、確認証明書等の提出は省略可。
- (3) 個人用、試験用、検査用、見本用の緩衝装置等について、原則、確認証明書等の提示、提出は不要。

2. 通関時の提出資料等

輸入通関	提出書類等	NACCS 承認書等番号
初回	確認証明書等の原本	GASG
2回目以降	なし	なし
個人用、見本用等	なし(ただし、試験用、検査用、見本用として適切な数量の場合に限る。)	なし

(注) 必要に応じて確認を求めることがあります。

3. 実施開始日

平成27年1月1日

4. 添付資料

添付1 財関第1320号

添付2 財関第1321号

添付3 輸入通関の際における取扱いについての運用について(経済産業省HP)

添付4 輸入承認証等識別コードの一部変更について(NACCS掲示板)

高圧ガスを封入した緩衝装置、自動車用エアバッグガス発生器又は消火器に係る輸入の通関の際における取扱いについて

財 関 第 1 3 2 0 号
平成 26 年 12 月 25 日

標記のことについて、別添のとおり、経済産業省大臣官房商務流通保安審議官から依頼があったことから、平成 27 年 1 月 1 日から、これにより実施されたい。

なお、この通達の制定に伴い「緩衝装置等に係る輸入高圧ガスの通関の際における取扱いについて」(平成 9 年 3 月 31 日蔵関第 290 号)は廃止する。

別 添

20141217 商 局 第 1 号
平成 26 年 1 2 月 2 2 日

財務省関税局長 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官

高圧ガスを封入した緩衝装置、自動車用エアバッグガス発生器又は消火器に係る輸入の通関の際における取扱いについて

上記の件について、高圧ガスを封入した緩衝装置、自動車用エアバッグガス発生器又は消火器に係る輸入の通関の際における取扱いを定めましたので、別紙のとおり取り扱われたくお願い致します。

なお、この取扱いについては、平成 27 年 1 月 1 日から実施することとし、これに伴い、平成 9 年 3 月 2 8 日付け平成 0 9 ・ 0 3 ・ 2 7 立局第 3 号通商産業省環状立地局長通達(緩衝装置、自動車用エアバッグガス発生器又は消火器に係る輸入高圧ガスの通関の際における取扱いについて)は廃止します。

別紙

1. 都道府県知事の検査を要しない輸入高圧ガスの範囲

(1) 緩衝装置(椅子用リフター、自動車用ショックアブソーバ、エア・サスベンション、ドアクローザー等)内の高圧ガス(以下「緩衝装置」という。)、自動車用エアバッグガス発生器内の高圧ガス(以下「ガス発生器」とい)又は消火器(自動車と一体として設計され、かつ、自動車又はその部品に組み込まれているもの(自動車に設置される当該消火器の交換品として自動車又はその部品に組み込むためのものを含む。)に限る。)内の高圧ガス(以下「消火器」という。)であつて、その輸入をしようとする者(以下「輸入者」という。)が、自ら高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)に基づく一般高圧ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 53 号)第 46 条(検査を要しない輸入高圧ガス)第 1 項又は第 2 項第 1 号若しくは第 2 号の規定(以下「輸入検査適用除外要件」という。)に合致していることを確認したものである。

(2) 商品見本、当該商品の性能試験を行うための試験品等の販売の用に供さないもの又は個人用貨物(自動車の個人輸入の場合及びこれに準ずる場合を含む。以下「販売の用に供さないもの又は個人用貨物」という。)

2. 通関の際の取扱い

(1) 従関においては、緩衝装置、ガス発生器又は消火器が輸入される場合は、輸入検査適用除外要件を満たしていることについて、輸入者に説明又は書類の提出を求め、適当であると認められる場合は通関を認める。

緩衝装置、ガス発生器又は消火器が輸入検査適用除外要件を満たしていることを輸入者が確認し、これを説明する資料の例として、確認証明書(緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書(参考様式第 1)、自動車用エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書(参考様式第 2)又は自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書(参考様式第 3))。以下「確認証明書」という。)を示すので、適宜活用された場合は、必要に応じて、検査合格証、検査データ等の提出を求め、規格適合マークの確認を行うこと、又は現物の確認を行うことは差し支えないが、自動車又は椅子等の製品に組み込まれている等の理由により現物の目視確認が困難である場合は、製品に応じた合理的な方法で確認することとされたい。

なお、緩衝装置、ガス発生器又は消火器の型式により、輸入検査適用除外要件を満たしていることが証明されている場合は、同一型式のもの、若しくは販売の用に供さないもの又は個人用貨物は確認証明書等の提示を適宜省略することとして差し支えない。

(2) 緩衝装置、ガス発生器又は消火器の輸入申告の審査に際して、輸入検査適用除外要件を満たすことについて疑いがあると認められる場合及び都道府県知事の検査を要しない輸入高圧ガスの範囲に疑義が生じた場合には、当該審査を行う税関が所在する都道府県の知事と協議願いたい。

(参考様式第1)

殺菌装置輸入規制適用除外確認証明書		
品名	型式	適用除外要件
項目		判定
用途		圧力、荷重等の変動の吸収・緩和、荷重の支持又は蓄圧用
ガス名		不活性ガス又は圧縮空気
圧力制御方法		設計圧力を超えない構造
設計圧力での		
安全性確認		
再充填構造		再充填できない構造

本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づき一般高圧ガス保安規則第46条(検査を要しない輸入高圧ガス)第1項に定められた基準に適合していることを確認致します。
(確認年月日)
(輸入者の氏名又は名称)
(同住所、電話番号) 印

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
(注) 「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。

(参考様式第2)

自動車用エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書		
品名	型式	適用除外要件
項目		判定
充填ガス名		(イ) 可燃性ガス(アセチレン、エチレン及び水素を除く。)中の酸素の容量が全容量の4%未満。 (ロ) 酸素中の可燃性ガス(アセチレン、エチレン及び水素を除く。)の容量が全容量の4%未満。 (ハ) アセチレン、エチレン又は水素中の酸素の容量が全容量の2%未満。 (ニ) 酸素中のアセチレン、エチレン及び水素の容量の合計が全容量の2%未満。 (ホ) 一般高圧ガス保安規則第2条第2項に規定される毒性ガスではない。
充填圧力		作動時における内部のガスの圧力が設計圧力を超えない構造
容器の設計圧力(破裂版の破裂圧力)		
作動圧力		
再充填構造		再充填できない構造
容器の基準と同等の規格		自動車用エアバッグガス発生器に係る米国DOT基準、EN規格又はISO規格に適合していること。

本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づき一般高圧ガス保安規則第46条(検査を要しない輸入高圧ガス)第2項第1号に定められた基準に適合していることを確認致します。
(確認年月日)
(輸入者の氏名又は名称)
(同住所、電話番号) 印

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
(注) ①「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。

② 充填ガス名の適用除外要件は(イ)～(ホ)をすべて満たすこと。
③ 自動車用エアバッグガス発生器に係る米国DOT基準、EN規格又はISO規格に適合していることが確認された場合は、充填圧力、容器の設計圧力及び作動圧力については適用除外要件に適合しているものと判定して差し支えない。

(参考様式第3)

自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書			
品名	型式	適用除外要件	判定
項目 用途	輸入する消火器の概要	自動車と一体として設計され、かつ、自動車用部品に組み込まれている消火器（自動車に設置される消火器及び当該消火器の交換品として自動車又はその部品に組み込むためのものを含む。）	
充填ガス名	不活性ガス		

本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第46条（検査を要しない輸入高圧ガス）第2項第2号に定められた基準に適合していることを確認致します。

(確認年月日)
(輸入者の氏名又は名称)
(問住所、電話番号)
印

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(注) 「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。

財 関 第 1 3 2 1 号
平成 26 年 12 月 25 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 宮内 豊

関税法基本通達の一部改正について

高圧ガスを封入した緩衝装置、自動車用エアバッグガス発生器又は消火器に係る輸入の通関の際における取扱いについて、経済産業省大臣官房商務流通保安審議官から依頼通知を受けたことに伴い、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）の一部を下記のとおり改正し、平成27年1月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
第6章 通関		第6章 通関	
第3節 一般輸入通関		第3節 一般輸入通関	
<p>(他法令による許可、承認等の確認) 70—3—1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。 (1)～(2) (省略) 別表第1 (省略) 別表第2</p>		<p>(他法令による許可、承認等の確認) 70—3—1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。 (1)～(2) (省略) 別表第1 (省略) 別表第2</p>	
<p>法令名 イ.～ホ. (省略) ヘ. 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)</p>	<p>輸入の規制に関する条項 (省略) 第3条((適用除外)) 第22条((輸入))</p>	<p>法令名 イ.～ホ. (省略) ヘ. 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)</p>	<p>輸入の規制に関する条項 (省略) 第3条((適用除外)) 第22条((輸入))</p>
<p>確認する許可書又は承認書等 (省略) (1) (省略) (2) 輸入物品が同規則第46条第1項((検査を要しない輸入高圧ガス))に規定する緩衝装置内における高圧ガスである場合又は同条第2項第1号に規定する自動車用エアバッグガス発生器内における高圧ガスである場合(同条第2項第1号に規定する自動車用エアバッグガス発生器内における高圧ガスである場合(自動車に設置される当該消火器の交換品として自動車又はその部品に組み込まれたものである場合を含む。))は、前記(1)にかかわらず、各々同条第1項、第2項第1号又は第2号に規定する要件に</p>	<p>確認する許可書又は承認書等 (省略) (1) (省略) (2) 輸入物品が同規則第46条第1項((検査を要しない輸入高圧ガス))に規定する緩衝装置内における高圧ガスである場合又は同条第2項第1号に規定する自動車用エアバッグガス発生器内における高圧ガスである場合(同条第2項第1号に規定する自動車用エアバッグガス発生器内における高圧ガスである場合(自動車に設置される当該消火器の交換品として自動車又はその部品に組み込まれたものである場合を含む。))は、前記(1)にかかわらず、各々同条第1項、第2項第1号又は第2号に規定する要件に</p>		

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>合致していることを輸入者が確認した「緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書」、「自動車用エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書」又は「自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書」等</p>	<p>込まれている消火器内における高圧ガスである場合は、前記(1)にかかわらず、各々同条第1項、第2項第1号又は第2号に規定する要件に合致していることを輸入者が確認した「緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書」、「自動車用エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書」又は「自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書」</p>
<p>(3) 輸入物品が第3条第1項第8号及び高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第2条第8号（適用除外）の規定に基づくエアゾール製品等である場合は、前記(1)にかかわらず、輸入者が平成9年3月通商産業省告示第139号第4条に定める要件に合致していることの本邦若しくは外国の検査機関、輸入されるエアゾール製品の製造者（当該製造者の検査員を含む。）又は輸入者の作成した「試験成績書」</p> <p>(注) 前記(2)において緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書、自動車用エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書又は自動車用</p>	<p>(3) 輸入物品が第3条第1項第8号及び高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第2条第3項第8号（適用除外）の規定に基づくエアゾール製品等である場合は、前記(1)にかかわらず、輸入者が平成9年3月通商産業省告示第139号第4条に定める要件に合致していることの本邦若しくは外国の検査機関、輸入されるエアゾール製品の製造者（当該製造者の検査員を含む。）又は輸入者の作成した「試験成績書」</p> <p>(注) 前記(2)において緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書、自動車用エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書又は自動車用</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	<p>消火器輸入規制適用除外確認証明書が提出されない場合は、<u>第22条第1項に基づいて</u>都道府県知事の検査を受けなければならない可能性<u>がある</u>ので留意する。 また、<u>前記(3)において</u>試験成績書が提出されない場合は、<u>第22条第1項に基づいて</u>都道府県知事の検査を受けなければならないので留意する。</p>		<p>制適用除外確認証明書又は自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書が前記(3)において試験成績書が提出されない場合は、<u>第22条第1項に基づいて</u>都道府県知事の検査を受けなければならないので留意する。</p>

高圧ガスを封入した緩衝装置、自動車用エアバッグガス発生器又は消火器に係る輸入の通関の際における取扱いについての運用について

- 平成26年9月17日に、自動車用エアバッグガス発生器の輸入検査の適用除外要件について、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）等の一部を改正したところ。
- 本改正により、輸入検査の適用除外とする要件として、一定の要件を満たす可燃性ガスを認めるとともに、エアバッグガス発生器がEN規格又はISO規格若しくは米国DOT基準に適合している場合としました。
- 運用にあたり、従来の通達では自動車を輸入する際に、例え同一型式の車両でも、適用除外確認証明書を大量に提出を求めることが必要となる可能性があることから、運用通達について、省令等の改正を踏まえ、運用の実態に即した改正を致します。
- 具体的な運用は、以下を参考にしてください。

前提の考え方

- 適用除外要件を満たすことを確認し、説明することは、輸入事業者の責務であることを基本原則。

適用除外要件の確認について

（初回の場合の確認方法）

- ・車両の仕様、型式等の書類の確認
- ・規格適合マーク又は検査合格証、検査データの確認 等



- 適用除外確認証明書を適宜活用

（2回目以降について）

- ・同一事業者で、既に輸入検査の適用除外の実績がある場合、同一型式であれば、書類の提出は適宜省略可。
- ・何らかの変更、疑義がある場合は、必要に応じて確認を求める。

（個人用の場合について）

- ・原則、適用除外確認証明書等の資料の提示、提出は求めない。
- ・輸入者が輸入しようとする自動車が一般的な自動車メーカーで生産されたものであれば、通常は、当該車両の型式承認等の段階でEN規格等の適合品が採用・搭載されているため。
- ・なお、エアバッグを偽装している等疑わしい場合には、必要に応じ資料を求めて確認。

（見本品の場合について）

- ・原則、適用除外確認証明書等の資料の提示、提出は求めない。
- ・試験用、検査用、見本用として適切な数量はケースバイケースであることから、予め規定することが困難であるため、判断がつかない場合は、陸揚げ地を所管する都道府県へ問い合わせてください。



TOP

NACCSのご利用方法

申込手続 (NSS)

NACCS業務仕様・関連資料

よくある問合せ

TOP > 分野 > 海上, 航空, 共用

【通関業者の皆様へ】輸入承認証等識別コードの一部変更について

2014年12月26日

NACCS揭示板の業務コード集（航空・海上）「27.輸入承認証等識別コード」の備考が平成27年1月5日（月）より変更になります。
 なお、ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせ下さい。

【27.輸入承認証等識別コード】

区分	コード	承認書等番号	備考	海空識別
【変更】	TOKG	GASG	高圧ガス保安法【適用除外】（「高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入高圧ガスの通関の際における取扱いについて」（財関第1320号平成26年12月25日）に基づき「適用除外確認証明書」（別紙様式第1、第2又は第3）を提出する場合）（原本）	海/空

[この揭示板について | 個人情報の取り扱い](#)

輸出入・港湾関連情報処理センター(株)ヘルプデスク

TEL : 0120-794550 (044-520-6270) FAX : 0120-794529 (044-520-6259)

Copyright © 2013 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 All Rights Reserved.

主な改正の概要（平成 27 年 3 月 1 日適用）

関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第 29.14 項	SEPRANOLONE(INN LIST 107)の分類	“Sepranolone”は、真のホルモン活性を有しないものと認められることから、その化学構造に基づき第 2914.40 号に分類決定されたことに伴う改正。
第 2941.30 号	エラバサイクリン(INN LIST 108)の分類	エラバサイクリン(“eravacycline”)、第 2941.30 号に分類決定されたことに伴う改正。

分類例規第一部(国際分類例規)

HS 番号	品 目	概 要
第 0303.90 号	からふとししゃもの卵	そのまま食用に供されない冷凍のからふとししゃもの卵につき、冷凍の魚の卵として第 0303.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 0305.20 号	だんご魚の卵	そのまま食用に供されない塩水漬けしただんご魚の卵につき、塩水漬けした魚の卵として第 0305.20 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 2009.90 号	しょうが入りの混合ジュース	野菜、果実及びしょうがからなるジュースにつき、混合ジュースとして第 2009.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 3923.10 号	プラスチック製の容器	食品の陳列、包装及び運搬に使用される容器につき、プラスチック製の運搬・包装用の箱として第 3923.10 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 6106.20 号	袖及び襟無しの衣類(メリヤス編み)	袖無しでネックラインに開きがある衣類につき、女子用のブラウスとして第 6106.20 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 6109.90 号	袖及び襟無しの衣類(メリヤス編み)	メリヤス編みのキャミソールにつき、肌着として第 6109.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 6110.20 号	ベスト(メリヤス編み)	薄い詰め物入りの綿製のベストにつき、綿製のベストとして第 6110.20 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 6110.30 号	女子用の半袖の衣類(メリヤス編み)	ロールネックで開襟でない女子用の半袖の衣類につき、第 6110.30 号に分類(通則 1 及び 6)
第 6114.30 号	女子用の半袖の衣類(メリヤス編み)	開襟ではなく胸部より下にフリルの飾りを有する女子用の半袖の衣類につき、第 6114.30 号に分類(通則 1 及び 6)
第 6202.13 号	長袖の衣類	ポリエステル織物製のトレンチコート様の女子用衣類につき、第 6202.13 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 6202.93 号	アノラック様の衣類	正面をベルト等により左を右の上にして留めるアノラック様の女子用衣類につき、第 6202.93 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 7115.90 号	中空のマイクロスフィア	ガラス製マイクロスフィアの表面に銀コーティング(銀の含有量 20%以上)を施したものにつき、その他の貴金属製品として第 7115.90 号に分類(通則 1 及び 6)。

主な改正の概要（平成 27 年 3 月 1 日適用）

HS 番号	品 目	概 要
第 8431.49 号	ラジエーター	エキスカベーター用のラジエーターにつき、エキスカベーターの部分品として第 8431.49 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8433.90 号	コンバイン用ドラムハウジング	ケーシングと 3 つのドラムからなるコンバイン用のドラムハウジングにつき、収穫機及び脱穀機の部分品として第 8433.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8467.19 号	空気圧剪定ばさみ	圧搾空気によって作動する剪定ばさみにつき、その他のニューマチックツールとして第 8467.19 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8517.70 号	導電性強化カバーガラス	タッチスクリーン式携帯電話用の導電性強化カバーガラスにつき、電話機の部分品として第 8517.70 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8536.90 号	パッチパネル	スチール製キャビネットと共に提示されるパッチパネル(50 ポート(音響用))について、その他の電気回路の接続用の機器として第 8536.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8714.10 号	ラジエーター	モーターサイクル用のラジエーターにつき、モーターサイクルの部分品として第 8714.10 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 9403.20 号	スチール製キャビネット	パッチパネル等の収納用のスチール製キャビネットにつき、その他の金属製家具として第 9403.20 号に分類(通則 1 及び 6)。

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

	改正後		改正前
<p>64類</p>	<p>2. 靴の甲の構成材料を決定するための面積計算について</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>3. 具体事例</p> <p>(1) ~ (4) (省 略)</p> <p>(5) 甲とベロが一体の場合 ベロと見なし面積に算入しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>ベロと見なし面積に算入しない。</p> <div data-bbox="448 829 918 1181" style="text-align: center;"> </div> <p>ベロと見なし面積に算入しない。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>64類</p>	<p>2. 靴の甲の構成材料を決定するための面積計算について</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>3. 具体事例</p> <p>(1) ~ (4) (同 左)</p> <p>(5) 甲とベロが一体の場合 ベロと見なし面積に算入しない。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>ベロと見なし面積に算入しない。</p> <div data-bbox="1456 829 1926 1181" style="text-align: center;"> </div> <p>ベロと見なし面積に算入しない。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>

お知らせ

日豪EPA「自己申告制度」に係る NACCS での輸入申告時における留意点

日豪EPA「自己申告制度」利用の手引きに記載のとおり、自己申告制度を利用した NACCS での輸入申告の際には、識別コードのほか、記事(税関)欄等に以下の入力をお願いいたします。

	入力内容	備考
文書による事前教示を取得している場合	輸入(納税)申告書の輸入承認証番号等の欄に事前教示番号を入力	※原産品である事を明らかにする書類(明細書等)の提出を省略する際に入力ください。
インボイス等の通関関係書類によって豪州で完全に得られる一次産品と確認できる場合	輸入(納税)申告書の記事(税関)欄に「JAEPA WO」と記載	※明細書等の提出を省略する際に入力ください。
輸出者が原産品申告書を作成した場合	輸入(納税)申告書の記事(税関)欄に「JAEPA E」と記載	※識別コードのみでは、輸出者、生産者、輸入者の別が不明であるため、入力にご協力願います。
生産者が原産品申告書を作成した場合	輸入(納税)申告書の記事(税関)欄に「JAEPA P」と記載	
輸入者が原産品申告書を作成した場合	特段の記載は不要	

<Q&A>

Q. 輸入申告書の記事(税関)欄等に入力漏れや誤りがあった場合、罰則が適用されることや特惠否認等がされることがありますか。

A. 上記記事(税関)欄等への入力については、通関手続の円滑化や自己申告制度利用の利用状況の把握の観点から入力をお願いするものであり、記事(税関)欄等に入力漏れや誤りがあることをもって、罰則が適用されることや特惠否認等がされることはございません。

平成 27 年 2 月 2 日



横浜税関・関東財務局横浜財務事務所



経済連携協定の利用支援セミナーを開催 ～貿易の円滑化に向けた税関・財務局の取組み～

経済連携協定 (Economic Partnership Agreement/以下、「EPA」という。)とは、国や地域同士で取り決めた輸出入等に関する協定のこと、EPAを利用することにより、品物によっては、通常より低い関税率を適用することができます。

現在、我が国では 14 の国・地域との EPA が発効されており、今後、TPP (環太平洋経済連携協定)、RCEP (東アジア地域包括的経済連携)、日EUFTA、日中韓FTAなどの広域FTAが策定され、EPAの対象となる貿易が増加することが見込まれています。

その一方、JETRO世界貿易投資報告 (2014 年版) 等によれば、中小企業の EPA利用率が低く、その最大の要因として、EPA制度や手続きを知らないことが挙げられています。

本セミナーは、産業界との繋がりが深い関東財務局との共催により、我が国の EPAの概要、EPAを利用するために必要な原産地規則及び特定原産地証明書の取得手続、並びに最近の財政・金融のトピックについて紹介し、EPAの利用を促進すること等を目的として開催するものです。

物流事業者等の水際関係者にとどまらず、既に輸出をされている事業者の方や今後輸出を予定されている事業者の方、或いは輸出をされている事業者と取引関係にある金融関係の事業者の方、更には御関心・御興味のある方におかれましては、この機会に是非御参加ください。

なお、会場の都合上、座席数に限りがありますので、定員に達し次第、参加申込みを締め切らせていただきます。予め御了承ください。

開催要領等

- ◇ 日 時：平成 27 年 3 月 5 日（木）午後 2 時～午後 4 時 55 分
（午後 1 時 30 分開場）（途中休憩有）
- ◇ 会 場：横浜税関本関 7 階 大会議室
横浜市中区海岸通 1-1
地図は[こちら](#)を御覧ください。
- ◇ 定 員：先着 100 名
- ◇ 参加費：無料
- ◇ 主 催：横浜税関・関東財務局
- ◇ プログラム：[こちら](#)を御覧ください。
- ◇ 申込み方法：
 1. 「参加申込書」([Word](#))に必要事項を御記入のうえ、2月27日(金)までに E-mail（yok-hon-seminar@customs.go.jp）又は Fax（045-201-4313）にてお申込み頂き、会場受付にご提出下さい。（誠に申し訳ございませんが、期日前に定員に達した場合は、セミナーにご参加できないことをごさいますので、あらかじめご了承願います。）
 2. E-mail 御利用の方は、メールのタイトルに「セミナー参加希望」と御記入願います。
 3. 申込書受付後、申込受付完了メール又は F A X を送付します。
 4. 取得した個人情報につきましては、事務局にて適切に管理し、本セミナーの運営以外の目的で使用いたしません。

【お問合せ先】

横浜税関総務部総務課（セミナー事務局）

電話：045-212-6010

（受付時間 09:30～18:00（土、日、祝日を除く））

E-mail：yok-hon-seminar@customs.go.jp

【開催プログラム】



横浜税関・関東財務局横浜財務事務所



経済連携協定の利用支援セミナー

～ 貿易の円滑化に向けた税関・財務局の取組み ～

我が国が締結している経済連携協定については、我が国の経済成長及び貿易拡大の観点から、その利用の促進が望まれます。

本セミナーは、産業界との繋がりが深い関東財務局との共催により、我が国の経済連携協定の概要、原産地規則及び特定原産地証明書の取得手続等について紹介し、経済連携協定の利用促進・日本企業の国際的な活動を側面から支援することを目的に開催するものです。

是非、御参加いただき、今後の企業戦略・経営戦略の一助として御活用いただければ幸甚です。

《平成27年3月5日（木）14：00～16：55（開場13：30）》

於：横浜税関本関7階 大会議室（横浜市中区海岸通1-1）

- | | |
|---------------------------------------|-----------|
| ① 我が国の経済連携協定の概要
財務省横浜税関業務部次長 | 徳永 国俊 |
| ② 経済連携協定における原産地規則
財務省横浜税関業務部原産地調査官 | 高澤 輝夫 |
| ③ 特定原産地証明書の取得手続について
日本商工会議所 | 特定原産地証明担当 |
| ④ 最近の財政問題について
財務省関東財務局総務部長 | 佐藤 正之 |

《司会進行》 犬塚 雅人（横浜税関総務部総務課長）

※ 上記内容は、今後の調整等により変更が生じる可能性があります。

【主催：横浜税関・関東財務局横浜財務事務所】

経済連携協定の利用支援セミナー〔横浜地区〕

参加申込書（兼）参加証

貴社名	
ふりがな 御芳名	
所属	
役職	
電話番号	
E-mail	
FAX番号	
御質問等がありましたら 御記入ください	

1. 「参加申込書」 ([Word](#)) に必要事項を御記入のうえ、2月27日（金）までに E-mail (yok-hon-seminar@customs.go.jp) 又は Fax (045-201-4313) にてお申込み頂き、会場受付にご提出下さい。（誠に申し訳ございませんが、期日前に定員に達した場合は、セミナーにご参加できないこともございますので、あらかじめご了承ください。）
2. E-mail 御利用の方は、メールのタイトルに「セミナー参加希望」と御記入願います。
3. 申込書受付後、申込受付メール又はFAXを送付します。
4. 取得した個人情報につきましては、事務局にて適切に管理し、本セミナーの運営以外の目的で使用いたしません。

【事務局】

横浜税関総務部総務課

電話：045-212-6010

（受付時間 09:30～18:00（土、日、祝日を除く））

E-mail：yok-hon-seminar@customs.go.jp

申告添付登録(MSX業務)の利用状況

輸出

申告年月	区2,3 添付割合
2013年10月	28%
2013年11月	32%
2013年12月	41%
2014年1月	43%
2014年2月	43%
2014年3月	47%
2014年4月	47%
2014年5月	47%
2014年6月	46%
2014年7月	48%
2014年8月	49%
2014年9月	50%
2014年10月	53%
2014年11月	55%
2014年12月	59%
2015年1月	62%

輸入

申告申請年月	区2,3 添付割合
2013年10月	25%
2013年11月	30%
2013年12月	34%
2014年1月	38%
2014年2月	38%
2014年3月	40%
2014年4月	42%
2014年5月	44%
2014年6月	44%
2014年7月	47%
2014年8月	48%
2014年9月	50%
2014年10月	53%
2014年11月	60%
2014年12月	62%
2015年1月	63%

2015年1月の内訳

海上	62%
航空	86%

2015年1月の内訳

海上	63%
航空	59%

【参考】2014年12月の各税関添付割合(海上)

輸出	
東京	51%
横浜	59%
神戸	80%
大阪	58%
名古屋	47%
門司	72%
長崎	82%
函館	81%
沖縄	78%
合計	61%

輸入	
東京	42%
横浜	62%
神戸	68%
大阪	67%
名古屋	68%
門司	72%
長崎	73%
函館	63%
沖縄	76%
合計	60%